

平成30年3月29日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成30年1月29日付け29長対広第95号で本審議会に対して諮問の
ありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり
答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用

(2) 市の事業（住民説明会若しくは用地買収）や苦情処理等の解決のための
固定資産税の所有者の個人情報の目的外利用について

以上

答 申 書

答 申 番 号	2 9 - 2	答 申 日	平成 3 0 年 3 月 2 9 日
審 議 件 名	市の事業（住民説明会若しくは用地買収）や苦情処理等の解決のための固定資産税の所有者の個人情報の目的外利用について		
審 議 日	平成 3 0 年 1 月 2 9 日		
内 容			
<p>税務課が保有する固定資産税の所有者の個人情報は、原則として登記情報を基に管理しているところであるが、住所（※登記上の住所ではなく住民基本台帳上の住所を管理している）や未登記固定資産の所有者の個人情報については固定資産税を賦課するために税務課が収集したものである。</p> <p>税務課から以下のような内容で、他課の目的外利用のために保有している情報を提供しても差し支えないか、個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号に基づき諮問されたものである。</p> <p>① 都市計画課が都市計画の見直し等に関し、周辺住民を対象に住民説明会を開催する際、税務課が保有する固定資産税の所有者の個人情報を目的外利用する場合</p> <p>② まちづくり推進室が道路用地の買収交渉を行うにあたって、税務課が保有する固定資産税の所有者の個人情報を目的外利用する場合</p> <p>③ 空地及び山林等に不法投棄等があり、近隣住民からの苦情を解決するために道路河川課及び環境政策室が、税務課が保有する固定資産税の所有者の個人情報を目的外利用する場合</p> <p>本審議会は、審議の結果、税務課が示した目的外利用はいずれも例示にとどまり、今後同様の事例も含めた包括的な利用についての諮問であることから、各個別の案件ごとに諮問を行うべきであり、包括的な承認はできないという結論に達した。</p>			